

## 自由民主党三重県支部連合会要望の聴き取り会に出席

9月2日、津市の自由民主党三重県支部連合会において開催された、令和2年度国・県の政策・予算に関して要望の聴き取り会に出席し、専門委員会で審議した要望事項44項目の中から「中小企業施策の推進並びに予算の充実・強化」、「中小企業団体中央会の予算の確保・充実」、「観光客増加のための環境整備」、「中小企業組合を活用した後継者育成強化」など重点項目を中心に、早期の実現に向けて取り組んでいただくよう要望しました。



## 新政みえ 県政団体懇談会に出席



9月6日、三重県議会・新政みえとの県政団体懇談会に出席し、令和2年度の予算政策について要望しました。

佐久間会長は、「中小企業が置かれている立場は、なかなか解決しない課題が多々あり、相変わらず厳しいものがある。しかし、三重県の中小企業は、他県に比べて負けないぐらい努力しており、その努力をつぶさないよう中央会も微力ながら努力を続けていくので、要望の要旨をご理解の上、特段の配慮をお願いしたい。」とあいさつを述べ、専門委員会で審議した要望事項44項目の中から重点項目を中心に、懇談を行いました。

# 組合運営 あれこれ Q & A

## Q 員外利用の制限の内容について

次のような場合、組合の共同事業や施設を組合員以外の者が利用することとなりますが、員外利用に該当しますか。

1. 組合が組合員のために、共同受発注・配送・決済等の事業をコンピュータ・オンラインシステムを利用して行う場合において、組合員の取引先等が当該システムを利用すること

2. 商店街等商業集積を形成する組合が、顧客吸引力の増大のために、例えば、アーケード、駐車場、物品預り所、休憩所、公園、公衆便所、コミュニティホール、展示場、研修室、カルチャー教室等の一般公衆の利便を図るための施設を設置してこれをその利用に供すること

**A** 員外者が組合事業に関与する場合であっても、組合員のための員外者からの物品購入事業における場合のように、その関与が組合員の利用と競合せず、むしろ組合員への奉仕という組合の本来の目的の達成に必要であるときには、員外利用に該当しないと考えられます。

なお、組合事業は営利を目的として運営されることのないよう留意されたい。

1. 組合が組合員のために外部との取引又はその仲立ちを行う場合における、取引の相手方等の当該組合事業への関与であり、員外利用に該当しない。

2. 組合が、組合員の事業を支援するために行う、組合員の取引先、顧客等に対する施設、サービス等の提供であり、員外利用に該当しない。

